

別紙2

II 今後の当社の対応について

当社は平成 25 年 11 月 22 日に公表しております再発防止策をさらに推し進めていくとともに、今般の行政処分を踏まえ、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢のより一層の強化に取り組んでまいります。

(1) 平成 25 年 11 月 22 日公表の主な再発防止策

- ① 反社関連社内規程等の再整備【実施中】
- ② 回収基本方針の詳細化等による事後排除スキームの高度化【実施中】
- ③ 内部モニタリング体制の強化【実施中・継続】
- ④ 反社取引に関する取締役会等への報告体制の見直し【実施中】
- ⑤ コンプライアンス担当役員の専任化とコンプライアンス担当部署の体制強化【実施済】
- ⑥ 全役職員を対象とした教育・研修【実施中・継続】
- ⑦ 反社概念の再整理の検討着手【実施済】
- ⑧ みずほ銀行からの反社情報の受入れ等による反社データベースの拡充【実施中】
- ⑨ 警視庁および各県警や弁護士等との協力関係の強化【実施中・継続】
- ⑩ みずほ銀行との協働による「キャプティブローン反社対応委員会」の設置【実施済】
- ⑪ 現行商品等における反社排除態勢の点検・改善【実施中・継続】

(2) 今般の行政処分を踏まえた主な対応

- ① 社内規則等の遵守状況の定期的な検証
- ② 社外取締役の追加選任等についての検討

なお当社は、平成 25 年 11 月 22 日に経済産業省に事実関係や再発防止策等を報告するとともに、社内処分を行いました。今回の行政処分の原因に新しい事実は無いことや、平成 25 年 12 月 27 日に提出された第三者検証結果※においても新たに問題となる事象が認められなかったことから、追加の処分は行わないことと致しました。

以上

※『「特別調査部会」調査結果に対する第三者検証結果について』

本事案に関する「特別調査部会」において、当社における癒着防止体制およびみずほ銀行が反社と認定した契約の癒着等の有無について、「特に懸念すべき点は認められない」との結論を得ておりましたが、さらに万全を期すために当社と顧問契約のない弁護士 3 名による検証委員会へ検証を依頼し、平成 25 年 12 月 27 日「特別調査部会の結論は是認できる」とする検証報告書を受領し、その要約版を同日当社 Web サイトに公表しております。